

議案第60号

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に
ついて

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定
しようとする。

令和元年12月5日提出

天理市長 並 河 健

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項
及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」
という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任
用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事
項を定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用
された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に
あつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜
間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、同
項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタ
イム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員に適用される給料表は、別表第1のフル
タイム会計年度任用職員給料表に定めるとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第
4号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の規定は、フルタイム会
計年度任用職員の給料の支給方法について準用する。この場合において、第

8条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級の分類及び決定)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを第3条のフルタイム会計年度任用職員給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 前項の規定により分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2の職務の級別標準職務表に定めるとおりとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の職務の級別標準職務表に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給の決定)

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、第3条のフルタイム会計年度任用職員給料表に掲げる職種の区分に応じた号給の範囲内において、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料の月額に100分の3を乗じて得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「定める額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「定める額」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第9条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額について準用する。この場合において、同条中「勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フル

タイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」と、「勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間等条例第9条に規定する年末年始の休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間等条例第11条に規定する休暇（組合休暇を除く。）」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた休暇」と、「第17条」とあるのは「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天理市条例第 号）第13条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第10条 給与条例第13条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第17条」とあるのは「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この条において「会計年度任用職員条例」という。）第13条」と、「支給する（育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。）」とあるのは「支給する」と、同項第1号中「除く。第3項において同じ」とあるのは「除く」と、同条第2項中「勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた」とあ

るのは「あらかじめフルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第17条」とあるのは「会計年度任用職員条例第13条」と、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第1項」と、「第17条」とあるのは「会計年度任用職員条例第13条」と、同条第5項中「勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第17条」とあるのは「会計年度任用職員条例第13条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条中「勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律に規定する休日」と、「勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「正規の勤務時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第17条」とあるのは「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第12条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第17条」とあるのは、「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第13条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、同条中「第12条から第15条まで」とあるのは「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条から第12条まで」と、「勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律に規定する休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第14条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、同条第3項中「第13条から第15条まで」とあるのは、「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条から第12条まで」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第20条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定は、フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。以下次条及び第17条において同じ。）の期末手当について準用する。この場合において、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは、「給料及び地域手当」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第16条 給与条例第20条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給について準用する。

第17条 給与条例第20条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについて準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当等)

第18条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当及び退職手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除)

第19条 給与条例第25条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額の場合は400,000円、日額の場合は20,000円、時間額の場合は3,000円を超えない範囲内とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法等)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の報酬(特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬を含む。以下この条において同じ。)は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

2 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日から報酬を支給する。

3 パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。

4 月額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に前2項の規定により報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその計算期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第22条 月額又は日額により報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、

その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬)

第23条 パートタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間(以下「パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務報酬を支給する。

2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の合計が常勤職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは、「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務割増報酬)

第24条 パートタイム会計年度任用職員であつて、国民の祝日に関する法律(以下「祝日法」という。)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)並びにこれらの日の代休日においてパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員(これらの日のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。)には、休日勤務割増報酬を支給する。

2 休日勤務割増報酬の額は、給与条例第14条の規定により支給される休日勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務割増報酬)

第25条 パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間として午後10時から

翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務割増報酬を支給する。

2 夜間勤務割増報酬の額は、給与条例第15条の規定により支給される夜間勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第1項の規定に基づき規則で定める額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)に支給する期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。

2 前項の期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、100分の130を乗じて得た額に、その者の在職期間の勤務実績に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給は、給与条例第20条から第20条の3までの規定により支給される期末手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務報酬)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第22条に規定する種類の勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を支給する。

2 特殊勤務報酬の支給は、給与条例第22条の規定により支給される特殊勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用の弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第11条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の出張に係る費用の弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行した場合には、給与条例別表第1の行政職給料表3級以下の職務の級にある職員の例により、出張に係る費用を弁償する。

(給与及び報酬等の端数計算)

第31条 給与条例第16条の規定は、第9条において準用する給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第10条において準用する給与条例第13条、第11条において準用する給与条例第14条及び第12条において準用する給与条例第15条の規定において勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額並びに第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬又は夜間勤務割増報酬の額の算出において生じた端数について準用する。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職に属する臨時の職員の給与及び旅費に関する条例の廃止)

2 特別職に属する臨時の職員の給与及び旅費に関する条例（平成2年3月天理市条例第2号）は、廃止する。

（令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び旧地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的任用職員として任用されていた者に係る令和元年12月2日以後施行日の前日までの引き続いた当該職員としての在職期間については、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間に通算するものとする。

別表第1（第3条、第6条関係）

フルタイム会計年度任用職員給料表

職種	職務の級	号給	給料月額
事務職 技能職	1級	1号給から 33号給まで	号給の欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1に定める行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する行政職給料表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
保育士職 幼稚園教諭職 保健師職 看護師職	1級	9号給から 93号給まで	号給の欄に掲げる各号給の数と行政職給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する行政職給料表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
保育士職 幼稚園教諭職 保健師職 看護師職	2級	1号給から 56号給まで	号給の欄に掲げる各号給の数と行政職給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する行政職給料表の2級の欄に掲げる給料月額と同額
高度かつ専門的な知識又は経験を必要とする職	3級	1号給から 92号給まで	号給の欄に掲げる各号給の数と行政職給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する行政職給料表の3級の欄に掲げる給料月額と同額

備考 年度当初に遡って行政職給料表が改定された場合におけるフルタイム会計年度任用職員給料表に基づく給料月額は、当該年度中にある場合は改定前の行政職給料表に基づき任命権者が決定する。

別表第2（第5条関係）

職務の級別標準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務
3級	高度かつ専門的な知識又は経験を必要とする職務